

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学齢簿システム	
行政機関の名称	佐倉市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部 学務課	
個人情報ファイルの利用目的	学校教育法施行令第1条に基づき、児童生徒の就学に関する情報等を管理するため。	
記録項目	【児童生徒情報】1.宛名番号、2.世帯番号、3.氏名、4.住所、5.性別、3.生年月日、6.続柄、7.指定学校区、8.異動事項、9.現学校名、10.学年、11.学級区分、12.学校開始日、13.転入前学校、14.学校終了日、15.転出先学校 【保護者情報】1.宛名番号、2.世帯番号、3.氏名、4.住所、5.通称名、6.生年月日、7.性別、7.続柄、8.児童との続柄 【世帯情報】1.宛名番号、2.氏名、3.生年月日、4.続柄、5.性別、6.学校学年、7.異動日、8.異動事由 【その他情報】1.進級履歴、2.指定外・区域外、3.猶予・免除	
記録範囲	学齢児童・生徒及びその保護者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、届出書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	転入元・転入先の教育委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9-7番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案 をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれていると きはその旨	
備考	R8.6.19 システム変更による記録項目の修正

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	校務支援システム	
行政機関の名称	佐倉市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部 学務課	
個人情報ファイルの利用目的	佐倉市立小・中学校児童生徒の生徒情報、健康診断情報の一元管理を行うため。	
記録項目	1.児童生徒氏名、2.性別、3.生年月日、4.クラス名、5.入学年月日、6.毎日の所見、7.転出入情報、8.出欠の記録、9.定期テスト成績・通知表・指導要録の情報、10.保健観察簿・保健室来室状況・保健日誌・健康診断結果の記録、11.体力テストの結果、12.行事・動静一覧・学校日誌の情報	
記録範囲	児童生徒	
記録情報の収集方法	各学校の学級担任等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	転入元・転入先の教育委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	就学援助管理システム	
行政機関の名称	佐倉市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部 学務課	
個人情報ファイルの利用目的	就学援助の申請から支給までの事務の対象者を把握するため。	
記録項目	【申請情報】 1.申請番号、2.申請日、3.認定結果、4.認定区分、5.率（基準）、6.認定日、7.認定結果理由、8.支給開始日、9.支給終了日、10、申請者氏名、11.申請者住所、12.所得情報、13.生活保護履歴、14.金融機関情報 【世帯情報】 1.宛名番号、2.世帯番号、3.氏名、3.生年月日、4.性別、5.続柄、6.課税非課税区分、7.認定用所得、8.学校名、9.学年 【支給情報】 1.支給回、2.費目ごと支給額	
記録範囲	児童生徒と生計を一にする者	
記録情報の収集方法	住民記録システム、申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案 をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれていると きはその旨	
備考	R8.6.19 システム変更による記録項目の修正